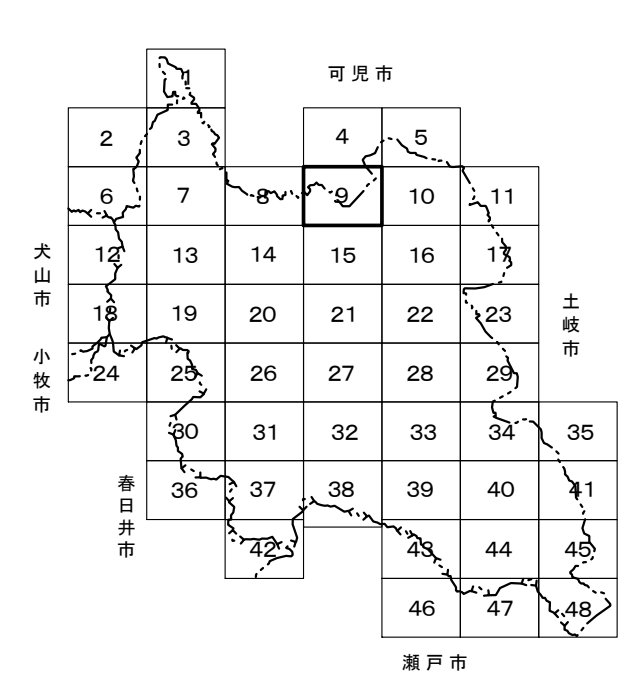
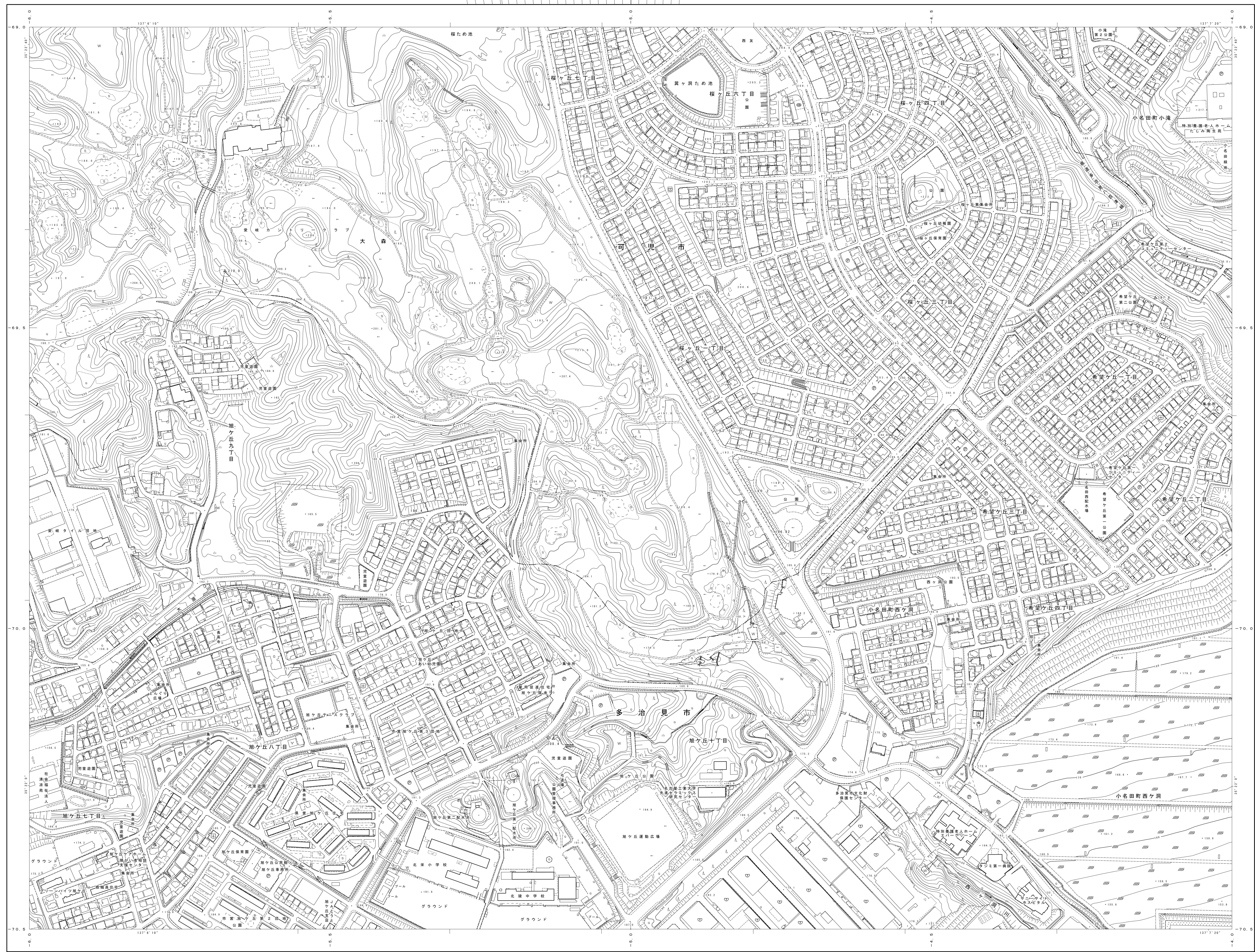
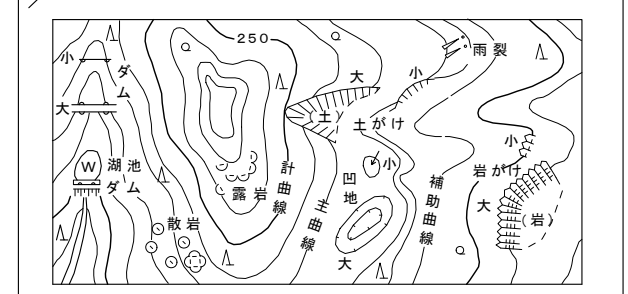
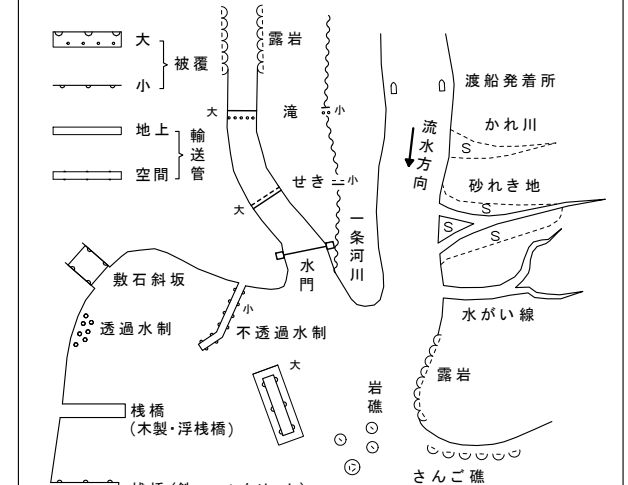


1:2,500

9 VII-MD-38-2



記 号

[illegible][illegible][illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による狭域座標系（世界測地系に準拠）
投影は横メルカトル法
図解に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は、2メートル
平面直角座標系は、世界測地系の値を補正パラメータにより補正（測地成果2011）

「この測量成果は、可児市長の承認を得て同市所管の測量成果を使用して得たものである。（承認番号）用第37号の4」

1 : 2,500

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び勘定を得て
院所管の測量簿及び測量成果を使用し得たものである」
(承認書) 第 13 号第 3 条 3 号

「この測量成果は、国土地理院長の勘定を受け得たものである」
(勘定書) 第 13 号第 2 条 6 号

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び勘定を得て
院所管の測量簿及び測量成果を使用し得たものである」
(承認書) 第 18 号第 9 条 6 号

「この測量成果は、国土地理院長の勘定を受け得たものである」
(勘定書) 第 23 号第 6 条 6 号

「この測量成果は、国土地理院長の勘定を受け得たものである」
(勘定書) 第 28 号第 4 条 6 号

『この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
(助言番号) 令3部公第131号』

著作権所有兼発行者 多治見市